

桂川町農業委員会第7回総会議事録

- 1 開催日時 令和4年10月6日(水) 午後1時30分～午後2時15分
- 2 開催場所 桂川町役場 301会議室
- 3 出席委員 10名

正議長	藤春 郁夫	5	神崎宏昭	最適化推進委員	
副議長	原中輝司	6	高嶋征敏		
1	山邊俊明	7	竹本貞男	12	平塚重義
		8	芳中悟	13	大塚清文
3	野上伸太郎	9	林英明	14	小野山千秋
4	久保正澄				

- 4 欠席委員 2名

5 議事日程

議事録署名委員の指名

- (1)議案 第15号 桂川町農用地利用集積計画の決定について
- (2)報告事項 第16号 遊休農地の判定について
- (3)報告事項 第7号 農地法第18条6項の規定による届出について
- (4)報告事項 第8号 農地改良行為届について
- (5)その他

6 農業委員会事務局職員

事務局長 小金丸 卓哉
係長 藤木 秀臣
書記 原田 海世

7 会議の概要

事務局	<p>ご起立をお願いします。</p> <p>只今より令和4年度第7回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください、一同、礼。御着席ください。</p> <p>以降、議事進行につきましては、農業委員会会議規則第4条の規定により、藤春会長に執り行っていただきます。よろしくお願いいたします。</p> <p>(会長あいさつ)</p>												
議長	<p>只今より令和4年度第7回桂川町農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は12名中10名出席で定足数に達しておりますので総会は成立しております。2番原中壽委員、10番古野泰治郎委員、11番藤川房信委員より欠席の旨、通告がありましたのでご報告いたします。</p> <p>それでは議事録署名委員及び会議書記を、議長から指名させていただく事にご異議ありませんか。</p>												
会場	<p>(異議なしの声)</p>												
議長	<p>それでは議事録署名委員を3番野上伸太郎委員、5番神崎宏昭委員にお願いします。なお、会議書記には農業委員会事務局の原田氏を指名いたします。</p> <p>議案第15号 桂川町農用地利用集積計画の決定について議案に供します。</p>												
事務局	<p>【議案書に基づき説明】</p> <p>今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項に規定する案件</p> <table><tr><td>令和4年10月7日から令和14年10月6日</td><td>10年</td><td>賃貸借権</td></tr><tr><td>通年 田 水稻</td><td>7, 169㎡</td><td>7筆 貸手3 借手3</td></tr><tr><td>令和4年10月7日から令和14年10月6日</td><td>10年</td><td>使用貸借</td></tr><tr><td>通年 田 水稻</td><td>18, 867㎡</td><td>13筆 貸手1 借手1</td></tr></table>	令和4年10月7日から令和14年10月6日	10年	賃貸借権	通年 田 水稻	7, 169㎡	7筆 貸手3 借手3	令和4年10月7日から令和14年10月6日	10年	使用貸借	通年 田 水稻	18, 867㎡	13筆 貸手1 借手1
令和4年10月7日から令和14年10月6日	10年	賃貸借権											
通年 田 水稻	7, 169㎡	7筆 貸手3 借手3											
令和4年10月7日から令和14年10月6日	10年	使用貸借											
通年 田 水稻	18, 867㎡	13筆 貸手1 借手1											
議長	<p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。質問、ご意見等はありませんか。</p> <p>なければ採決いたします。議案第15号、桂川町農用地利用集積計画の決定について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>												

全 委 員 (挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第15号は原案のとおり決定いたしました。
続きまして議案第16号 遊休農地の判定について議案に供します。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 【議案書に基づき説明】

議 長 ありがとうございます。これより質疑応答に入ります。質問、ご意見等
ございますか。

神 崎 委 員 意向調査の内容については緑判定と黄色判定は同じですか。

事 務 局 内容は同じものになります。農地を今後どの様にするかという意向調査
になりますので、農地をどなたかに預けたい等の意思確認になります。

神 崎 委 員 記入するタイプですか、それともチェック方式ですか。

事 務 局 チェック方式になります。

神 崎 委 員 その場合、戻ってきた分は農業委員会場で反映されますか。

事 務 局 中間管理機構で利用権設定を希望するという形で提出をされる場合が
あります。その場合、農地中間管理機構にこれだけの方たちが賃借を希望
していることを通知いたします。その後、その土地が適しているか事務局
サイドのやり取りは発生します。

神 崎 委 員 「売買したい」「賃貸したい」「どうしようもない」というパターンが
あると思いますが、それぞれどのようにしますか。

事 務 局 売買の場合、青地でしたら県の農業振興推進機構を通じての売買が可能
になりますので、そうすると農業委員会事務局も間に入ります。その前に
斡旋をかけますので総会場で報告がございます。賃貸したい場合も利用
権の斡旋という形になります。どうしていいかわからないというパターン
は自己管理をしていく形になればそのままの状態でも草刈等を継続して
もらう形になります。どうしていいかわからず、貸したい、売りたいとい
う話になれば、まとめたものをお示しする形になります。

神崎委員 戻ってこない場合はどのように。

議長 戻ってこない場合は、多数あります。毎年送ることによって何か自分もアクションを起こさないといけないという気持ちになれば、少しでも減少すると思います。農業委員会も強制力はありませんので、毎年送って返事をいただく形にしかできません。

神崎委員 返事が来ないというのは、所有者の名前は分かるが行先不明で届いていないパターンか、名義はその人になってはいるが住居人、管理人の名前が違っている場合がどの様にしたらよいか分からず、そのままの状態にするパターンもあるのではないか。結局、放置したままでは。

事務局 今現在、事務局サイドで届いてない例があるか示すことができません。基本的には届いていたかと思います。

神崎委員 戻ってこない場合も結構あるのでは。

事務局 そうですね。

高嶋委員 土地の所有者がアクションを起こさない場合、草刈りもしない、自分の土地の責任感もない。今後所有者に声掛けをすることが大事だと思います。

事務局 委員のおっしゃる通りです。【人農地プラン】というのがあり、今後進めていかないとはいけません。5年後10年後の桂川町の農地をどうしていくかを地域で話し合い、どの様にすればよいかを考えていきたいと思っております。

平塚委員 鉾害復旧があってから、登録が済んでいない土地があります。

事務局 換地が終わってないという事ですか。

平塚委員 昔からの引継ぎの事務が途中で切れている。今でもできないでいる。

議長 基盤整備時の登記ですか。

平塚委員 引継ぎの時にしていればよかったが、していないのであることができない

い。親の代から自分の代にすればよかったが孫の代になった時に中間が切れている状態になる。

議 長 それは相続の話では。換地とは基盤整備したときにバラバラの土地をまとめて、各々に法律的に配分したものを換地といいます。平塚委員の言われることは相続の話であり換地とは違います。

平塚委員 私が言いたかったのは鉱害復旧の換地がされていないということです。

議 長 鉱害復旧ですか。そこだけしていないということはおかしいですね。

平塚委員 自分の土地だけではなくエリアで出来ていない所がある。

議 長 今回の件は事務局で調べるという事でよろしいですか。どのような結果になったかは次回の委員会で報告をお願いいたします。

議案第16号遊休農地の判定について原案の通り賛成の方、挙手をお願い致します。

(挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第16号は原案の通り決定いたしました。続きまして、その他事項について事務局より説明をお願いします。

事務局 その他事項
・現況証明願について

議 長 次回の農業委員会総会は11月10日木曜日に行います。以上をもちまして桂川町農業委員会第7回総会を閉会します。

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証明するため署名する。

議事録署名人

議事録署名人